

お知らせ

## エース取引株式会社に対する処分について

本取引所は、エース取引株式会社に対して、下記のとおり、本取引所の取引参加者規程第 34 条第 1 項第 9 号に基づく処分を行いましたので、同規程第 40 条第 1 項の規定に基づき通知します。

併せて、本取引所は、取引参加者規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、同社に対して、下記に掲げる事項を含む業務改善報告書の提出を請求しました。

### 記

#### 1. 処分事由

同社は、その業務において、次に掲げる行為等を行っていました。

- 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為
- 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為等

同社が行った行為等は、それぞれ金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 76 条第 4 号及び同法第 76 条第 5 号等に違反すると認められます。

#### 2. 処分の根拠

取引参加者規程第 34 条第 1 項第 9 号

#### 3. 処分内容

過怠金 500 万円の賦課

#### 4. 業務改善報告書に含める事項

- (1) 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- (2) 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。
- (3) 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。
- (4) 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。
- (5) その他上記の各法令違反に関し、発生原因を分析し、改善・対応策を講じること。

なお、上記の(2)から(4)については、その実施状況を、当分の間 3 ヶ月ごとに書面で報告すること。

以 上

[本件に関するお問合せ先]

株式会社東京金融先物取引所 自主規制事務局自主規制室 電話：03-3514-2400（代）